

第9回葉山町子ども・子育て会議 議事要旨

- 1 開催日時
平成26年11月7日(金)10時~12時30分
- 2 開催場所
葉山町役場3階 協議会室2
- 3 開催形態
公開(傍聴者1名)
- 4 出席者
委員14名出席(定足数)。
欠席5名(柴田委員、山浦委員、守屋委員、南委員、梅田委員) 欠員1名。
- 5 議事(事務局メモ)
 - (1)開会
(事務局)
 - ・ 保健福祉部長あいさつ。
 - ・ 傍聴について確認。
 - ・ 資料の確認。
 - ・ 会長欠員のため、進行を副会長に依頼。
 - (2)議題
 - 1 子ども・子育て支援新制度住民向け説明会について(会議主催の一般向けイベントの企画について)
(事務局)
 - ・ 次回イベントの企画のために委員自主打合せを実施し、特にテーマとなる「利用者支援事業」「子育てひろば事業」について掘り下げて議論したことを報告。
 - ・ 利用者支援事業については、いろいろなタイプの親がいることをふまえて、ぽけっとは地域の資源の一つと考え、情報提供や相談の機能は役場においた方がよいという意見が多かった。
 - ・ 子育てひろば事業については、ぽけっとと児童館で実施しているひろばに差があることをふまえ、児童館の体制をより充実してもよいのではないかとの意見があった。

具体的な話が出てきている。委員から補足や意見はあるか？
特になし。

- 2 子ども・子育て支援新制度住民向け説明会について（町主催の新制度利用者向け説明会の実施結果について）

（事務局）

- ・ 9月～10月にかけて、町主催で一般利用者向けの説明会を実施した。
- ・ 当初9月のみを予定していたが、前回会議で出席者が少ないとのご指摘があり、10月に児童館等で追加開催した。開催まで時間がなかったため、ホームページとチラシを児童館等に配架して周知を行った。
- ・ 最終的な参加者数は合計145人。懸案となっていた小さいお子さんをお持ちのお母さんに対しても、説明の機会をもてたと考えている。
- ・ 説明会でいただいたご意見は、保育所の申込案内などに反映している。

（委員）

幼稚園では新制度について知らない人が多い。説明会に参加した人は何をみて来たのか？

きちんと確認したわけではないが、チラシや広報紙をみて来たという人がいた。あとは口コミなどが考えられる。

口コミは効果があると思うが、伝え方が難しい。どのような周知方法が効果的か確認しておいた方がよいのではないかと。次回以降にイベントを周知するときに活用できると思う。

説明会に145人参加したとのことだが、対象者はどのくらいなのか？

実際に申込みを考えている人で想定すると、幼稚園300人と保育所100人をあわせて400人くらい。申込みにかかわらず未就学のお子さん全部で考えると、年度の途中で約1,800人になる。

説明を聞いてから行動する人もいるので、申込みする数よりも全対象者数で考えるべきだと思う。1,800人とすると今回参加したのは1割弱になるが、これを少ないと捉えるかどうか。

すでに園に入っている人は各園で説明を受ける機会もあるので、1,800人全員に対しての説明は必要ないと思う。それよりも情報が必要と思われる人にどう届けるかが大切だと思う。

児童館の説明会が終了していたのがショックだった。近所に体調を崩した人がいて、そうした人にも情報を伝えなかった。ホームページは目的のある人しかみないと思うので、余裕をもって周知してほしい。

口コミがキーになると思う。この会議のメンバーがキーマンになりうるので、委員に情報を流してくれれば、あちこちに情報を知らせることができる。

新制度の説明会はもう開催しないのか？

今回は、幼稚園・保育所の申込の手续が従来と変わることもあり、説明会の機会を設けた。保育所の申込みはこれからだが、幼稚園の申込みは11月1日にほぼ終了しているため、今回と同じ形での説明会は考えていない。今後開催するとすれば、学童クラブなど新しく伝えるべきことが決まったときになる。

また、今回はじめて申込手続の説明会を行ったが、想像以上に反響があり、一般の方と役場との距離が近づいた面もあったと思う。毎年度9月頃にこうした機会をもった方がよいかあらためて検討したい。

今後は何かイベントする際には、会議の委員にも周知するようにする。

- 1 子ども・子育て支援事業計画の策定について（教育・保育の需給計画の法定協議について）

（事務局）

- ・ 教育・保育の需給計画については、11月に県と法定協議を行うことになっている。全体の数字は、前回お示ししたものとほぼ変わっていない。県から子ども・子育て会議で承認されたものを提出するように指示を受けているため、今回あらためて確認をお願いしたい。
- ・ 幼稚園型認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育の充実は、計画に記載し、幼稚園と協議しながら進めていきたい。
- ・ 家庭的保育事業は、平成27年度に町としての事業のあり方を議論し、平成28年度に研修を始める想定で考えており、確保方策として見込めるのは平成29年度からになる。家庭的保育事業は、基本的に保育ママが1人で複数のお子さんを預かる形になるため、どのように安全性を確保するか慎重に議論を進めたいと考えている。

（委員）

平成29年度から認定こども園の数字が確保方策に入っているが、町内の施設で移行予定はあるのか？

将来的に認定こども園を検討している幼稚園がある。また、町としても幼稚園型認定こども園への移行を促していきたいと考えている。ただ、現時点で新制度の給付がはっきりしない部分があるので、平成29年度から移行を始め、最終的に5年間で3つの幼稚園に認定こども園へ移行していただくことを目指している。

（副会長）

事務局案どおり承認でよいか？

了承。

- 2 子ども・子育て支援事業計画の策定について（地域子ども・子育て支援事業の対応案について）

（事務局）

- ・ 今回の計画の必須記載事項として、地域子ども・子育て支援事業について量の見込みと確保方策を盛り込むことになっている。
- ・ これまでの議論をふまえて13本の事業の対応案をまとめている。

< 病児（病後児）保育事業 >

（委員）

病児保育について、ファミサポの病後児預かりは年間15人から増えていかないが、拡大しないのか？

ファミサポで病後児預かりを実施しているが、病児保育についてはファミサポに過度の期待をするのではなく、きちんとした施設で対応していきたいと考えている。そのため、ファミサポの病後児預かりの年間人数は増やしていない。

ファミサポに関わっていたため、病後児預かりについて補足する。ファミサポの支援会員は、思いのある人が多い。子どもを預かってみると38の熱があることも多く、あらかじめ病後児預かりを用意しないと支援会員さんを守れないと考え、この仕組みがつくられている。

葉山の特徴として親の勤め先が遠いことがあり、熱が出てもすぐに家に戻れない。病児・病後児を一般の主婦に負わせるのは非常にリスクが高い。やはり病児保育は公的な施設で対応すべきで、こうしたところにこそ税金をかけるべきだと思う。

病児保育は1日あたり3人になっているが、インフルエンザのときはあっという間に枠がうまり利用できなくなる。インフルエンザで子どもが5日休むと、親も1週間休まなければならない、働く親の負担は大きい。冬の時期だけでも何か対応できないか？

1日あたり3人の受入れは、配置基準などを考慮して設定している。冬に病気が流行ったときの対応策は、別途検討することにしたい。

病児保育をまったくやらないのはだめだが、利用者0人のときもあれば、もっと多くなることもある。そこが難しいところだと思う。皆さんの意見をふまえて、少しでも理想に近づけるとよい。

病児保育は、実は保育園でも事実上行われている。たくさん人数がいる中で、ちょっと体調が悪い子は常にいる。そうした子には1：1で対応している。

保育園できちんと病児保育をすると、看護師を常時2人以上配置する必要があるなどハードルが高い。どこまでが病児かきちんと線をひかないと預かる側も影響を受ける。具合が悪いから預けるのではなく、病気

のときは基本的には親が面倒をみるべきだと思う。数だけで議論すると大変なことになるので、もっとイメージをもって考えるべきだと思う。

< ファミリー・サポート・センター事業 >

(委員)

ファミサポの料金は1時間700円か900円だが、今の最低賃金は1時間887円でパートの主婦には負担が大きい。働きに出ても、そのほとんどが消えてしまう。利用会員が生活保護やひとり親などの場合に、料金を半減している市町村もある。葉山町でもそうした対応はできないか。後払いであれば、個人のプライバシーな情報を支援会員に伝えなくてすむ。今は一番困っている人が使えていない状況になっている。

子どもを預ける背景は、人によって様々である。ファミサポの事務局はぼけっとなにあるが、行きづらい人もいるのではないかと。他の人に見られることに抵抗がある人もいる。例えば、離婚を考えている人には、ぼけっとはまぶしい。また小学生の保護者の場合は、ぼけっとの利用者層と異なるので、やはり使いづらさがある。頼みにいくことのプライバシーが確保されることが望ましいと思う。

認定保育施設を運営しているが、普通の幼稚園・保育園に相談しづらいことを個人的に相談に来る人がいる。いろいろな事情を抱えた人がぼけっとに行きづらいというのはそのとおりだと思う。

< 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) >

(委員)

子育て短期支援事業は実施せず、必要であれば児童相談所で対応することとなっており、それ自体は差し支えない。ただ、葉山には地域に児童養護施設があり、これは大きな資源の一つである。児童養護施設を社会にひらくことなども言われており、ゆくゆくは社会資源として有効に活用していけるかも検討してほしい。

- 3 子ども・子育て支援事業計画の策定について(基本目標・重点施策案について)

(事務局)

- ・ 基本目標等は今回の計画では任意の記載事項だが、計画をつくる際には通常盛り込むものなので、今回の計画にも記載する予定。
- ・ ニーズ調査の結果をふまえて、目指す方向として、教育・保育事業の充実、一時預かり・病児保育の充実、子育て交流の場の提供、小学校就学後の放課後の過ごし方、子どもの発達面での支援、の5つを大きな柱と考えている。
- ・ また、葉山の特徴として、きょうだいの多さ、持ち家率の高さなども

傾向として示されており、こうした点をどう考えるかもポイントになる。

- ・ 本日まで議論した内容で計画の素案をまとめ、再度意見照会を行い、12月にパブリックコメントを実施する予定。

(委員)

葉山で安心して子育てしたいという親が家を建てている。親の育ちの後押しや、親の参加の機会などを盛り込んでもよいのではないか。

保育園が増えるほど親が子を育てなくなっていると思う。親のエンパワメントが重要で、子育てする力をつけてあげないといけない。

幼稚園や保育園の教育は、子どもにも親にも重要だと思う。その影響が小学校に出てくる。PTAに参加するなど、みんなで助け合って子どもを守ろうという気持ちがなくなっている。葉山らしさとして、みんなで協力して子育てしていくことを盛りこんでほしい。

アンケート結果をみると、就労していないお母さんが6割いる。1～2歳のうちはできるだけ子どものそばにいたいというお母さんもいると思う。そうしたお母さんたちのための環境整備も必要だと思う。葉山から何ができるか発信することを考えてもよいのではないか。

国の方針をみるとお母さんが働くことが奨励されている。しかし、虐待などの報道をみると、もっとスキンシップがあったら防げたのではないかと感じることもある。

おひさま保育室では、みんなで育ちあっていくというスローガンに賛同してくれる人が多い。保育士をとりたいて言ってくれた保護者もいるし、地域の方も参加してくれる。認可になる中でそうしたよいところは切りたくないと考えている。葉山らしさの発信は是非いれてほしい。

新制度に関する各種基準の検討について(放課後児童クラブの設備運営基準について)

(事務局)

- ・ 学童クラブの設備運営基準は、前回会議後、条例案について委員照会を行ったほか、パブリックコメントを実施している。パブリックコメントで提出された意見は0件だった。
- ・ 県の研修について質問があり、概要を参考資料として配布している。
- ・ 放課後児童支援員の資格として、社会福祉主事は認められていない。
- ・ 資格の一つに、10条3項3号の「高等学校等卒業者」で2年以上児童福祉事業に従事したものがある。児童福祉事業には、認可保育所、児童養護施設は含まれるが、認可外の保育施設や幼稚園は対象外となる。
- ・ 10条3項4号の幼稚園、小学校、中学校、高校の教諭となる資格を有する者は、教員免許を更新していないと認められない。

- ・ 大きな方向性についてはご同意いただけていると思うので、面積要件の経過措置を除いて、基本的に国の基準を町の基準にする内容で作業を進める。この後、条例案を12月議会に提出する予定。

(委員)

10条3項5号の大学において社会福祉学などを専修する学科を卒業した者というのは、専攻したという意味か。それともそうした単位をとるだけでいいのか？

社会福祉学などを専攻した人を意味する。

パブリックコメントは、通常どのくらい意見があるものなのか。今回はみんなが興味をもっていい内容だと思うが、意見はなかった。他の例があれば教えてほしい。

ものによって違う。総合計画などはかなり意見が出ていて、数十件という単位になる。今回と同じように0件の場合もある。

条例に第三者機関による評価を入れることはできないか？

どのような第三者を想定しているかにもよるが、福祉サービスの苦情解決については運営適正化委員会に関する規定がある。それ以外の第三者による評価の意味だとすると、条例中に該当する項目はない。

14条の運営規程で対応する手はある。その他で読むか、第三者委員の設置を運営規程に定めるべき事項として書く方法があると思う。通常、福祉サービスの事業者は、第三者委員をおいている。

事業者は、苦情解決の第三者委員はおいているが、評価に関する第三者委員をおくことはあまりない。

保育園にも苦情解決の仕組みはある。第三者委員を選ぶのを明文化すると負担は大きくなる。望ましいくらいの表現がよいのではないか。

実施状況について、子ども・子育て会議へ情報提供する規定を設けるのはどうか？

仕組みとしてこの場ですぐ決められることではないと思う。学童クラブは事前の届出制になるので、届出時に町から第三者によるチェックが望ましい旨を事業者に伝える対応をすることでどうか。

条例として明文化するとしぼりが厳しくなる。あいまいさは残しておいて、当面は運用で対応する方がよいと思う。

教員免許を更新していないと認められないというのは厳しい。町独自でゆるやかな表現にしたり、解釈で認めたりすることはできないのか？

従うべき基準なので、表現は変更できないし、解釈も厳密に行う必要がある。免許を更新していない人が簡単に更新できればそれほど問題は生じないと思うので、教員免許の仕組みを確認する。

(副会長)

基本的には事務局案でよいか？

了承。

- 1 その他（町直営の学童クラブの運営について）

（事務局）

- ・ 前回と意見照会で学童クラブに関するご意見をいただき、来年度の町直営の学童クラブの運営について論点を整理した。
- ・ 受入れ対象学年の拡大、指導員の配置・増員、土曜日及び長期休暇中の利用開始時間の前倒し、小学校の休校時の対応、の大きく4つが来年度に向けた課題になると考えている。
時間の関係で、後日文書により意見照会を行う。

- 2 その他（町長への報告事項について）

（事務局）

- ・ 前のご承認いただいた事項を中心に、保育所申込就労時間の下限の設定、新制度施行時の利用者負担の設定、当面の学童クラブのあり方、の3つの論点について報告案の要旨をまとめている。
- ・ 基本的な構成について今回ご了承いただき、報告書をまとめ、予算編成が本格的に始まる前に町長へ提出したい。
- ・ なお、学童クラブについては、前回様々なご意見があり、まだ全体的な報告をできる段階にないと判断した。今回の報告では、学童クラブ関係は、担い手として民間団体を活用すること、小学校の近くに設置すること、の2つのポイントのみ盛り込んでいる。

（委員）

予算に向けての報告ということだが、放課後子ども教室については盛り込まないのか？

放課後子ども教室は、この会議でまだ議論が熟成していない。年度末にあらためて報告する予定なので、そこに盛り込みたいと思う。

（副会長）

基本的には事務局案でよいか？

了承。

（3）閉会

（事務局）

- ・ 次回は1月に予定しており、あらためて日程調整を行う。
- ・ 次回までに文書による意見照会を行う予定。

（以上）